

令和5年度

第6回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和5年8月14日
湯沢市農業委員会

第6回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和5年8月14日（月）午後3時00分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午後3時30分

閉会 午後4時22分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	福嶋 富子	11番	麻生 良子
2番	佐々木 昇	12番	沓澤 弥
3番	伊藤 秀郎	13番	加藤 エリ子
4番	川崎 秀悦	14番	佐藤 栄子
5番	水戸 義昭	15番	高橋 郁夫
6番	姉崎 与志弘	16番	高橋 忠雄
7番	佐藤 昇	17番	宮原 正明
8番	加藤 艶子	18番	高橋 敬悦（会長職務代理者）
9番	由利 幸悦	19番	高橋 伸太郎（会長）
10番	瀬川 等		

2) 欠席した委員

なし

3) 遅刻した委員

なし

19名中19名出席
(午後3時30分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 大野 重雄
班 長 高山 善樹

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

- ・報告第4号 第2回農地対策専門委員会の報告について
- ・報告第5号 第1専門委員会第4回会議の報告について
- ・農地法に基づく届出等の報告
 - (1) 公共事業等に伴う一時転用の届出
 - (2) 申請許可状況

3 議 案

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第29号 湯沢市農用地利用集積計画の決定について

議案第30号 湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第32号 農地転用事業計画変更承認申請について

	議 事
議 長	<p>開会宣言 午後3時30分 委員総数19名中、ただいまの出席委員は19名であります。定足数に達しております、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>それでは、3番 伊藤 秀郎 委員、4番 川崎 秀悦 委員の両名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告3件、議案5件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。</p> <p>冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。</p> <p>また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願いいたします。</p>
	(大野事務局長、挙手)
議 長	大野事務局長。
	(会務報告、朗読説明)
議 長	会務報告の内容について、ご質問はありませんか。
	(質問なしの声あり)
議 長	それでは、只今の報告をご了承願います。
	次に報告第4号 第2回農地対策専門委員会の報告をお願いします。

議長	(13番 加藤 エリ子 委員、挙手) 13番 加藤 エリ子 委員。 (第2回農地対策専門委員会報告、朗読説明)
議長	報告第4号 第2回農地対策専門委員会の報告について、ご質問はありますか。
議長	(質問なしの声あり)
議長	それでは、只今の報告をご了承願います。 次に報告第5号 第1専門委員会第4回会議の報告をお願いします。
議長	(17番 宮原 正明 委員、挙手) 17番 宮原 正明 委員。 (第1専門委員会第4回会議報告、朗読説明)
議長	暫時休憩します。(午後3時38分) 再開します。 (午後3時42分)
議長	報告第5号 第1専門委員会第4回会議の報告について、ご質問はありますか。
議長	(質問なしの声あり)
議長	それでは、只今の報告をご了承願います。 次に農地法に基づく届出等の報告をお願いします。
議長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	今日の農地法に基づく届出等の報告をいたします。 議案書2ページをご覧ください。1 公共事業等に伴う一時転用の届出は1件で、届出土地は湯沢市字[]外14筆で、地目は田が14筆、畑が1筆、面積は田が7,605.30m ² 、畑が377.10m ² 、計7,982.40m ² で、届出の事由は、羽後変電所から湯沢変電所までの周辺エリア送電容量不足解消のための電線張替工事のためとなっております。 次に、2 申請許可状況でありますが、先月の転用案件は2件で、5条使用貸借権設定申請番号第1号は、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し

	許可相当の答申を受け、7月19日付けで許可し、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問の必要がなかった5条所賃貸借権設定申請番号第1号は、7月11日付けで許可しております。報告は以上です。
議長	只今の報告内容について、ご質問ありませんか。
	(質問なしの声あり)
議長	それでは、ご了承願います。 次に議事に入らせていただきます。 議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。
	(高山班長、挙手)
議長	高山班長。
高山班長	議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和5年8月14日提出。 議案書4ページから5ページをご覧ください。所有権移転が5件、面積は3,111m ² であります。申請事由は、申請番号第20号、21号、22号は相手方の要望、23号は経営縮小のため、24号は農業廃止のためであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。
	(質問なしの声あり)
議長	質問がありませんので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員挙手。議案第28号「農地法3条の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、議案第29号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。
	(高山班長、挙手)
議長	高山班長。

高山班長	<p>議案第29号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以降「旧農業経営基盤強化促進法」と略して説明させていただきます。）第18条第1項の規定に基づき、計画の可否について決定を要す。令和5年8月14日提出。</p> <p>議案書7ページから9ページをご覧ください。利用権設定は賃貸借権が7件、使用貸借権が1件、面積は26,621.94m²であります。新規の設定が6件、再設定が2件であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。議案第29号の利用集積計画については、計画のとおり決定することといたします。</p> <p>次に、議案第30号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高山班長、挙手)</p>
議長	<p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案第30号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」、湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、計画の可否について決定を要す。令和5年8月14日提出。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ここで、議案書11ページの 集積計画整理番号（転貸人へ）第76号 及び 集積計画整理番号（転借人へ）第77号は、18番 高橋 敬悦 委員に関する案件となっております。</p>

	<p>農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは 集積計画整理番号（転貸人へ）第76号 及び 集積計画整理番号（転借人へ）第77号 を審議しますので、18番 高橋 敬悦 委員の退席をお願いいたします。</p>
	<p style="text-align: center;">(18番 高橋 敬悦 委員、退席) (午後3時49分)</p>
議長	事務局より説明をお願いします。
議長	<p style="text-align: center;">(高山班長、挙手)</p> <p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案書11ページをご覧ください。集積計画整理番号（転貸人へ）第76号は、面積は3,410m²で、貸付理由は経営縮小によるものであります。利用集積計画整理番号（転借人へ）第77号は、経営拡張による借受けであり、賃料については総会資料記載のとおりであります。利用集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。議案第30号 集積計画整理番号（転貸人へ）第76号 及び 集積計画整理番号（転借人へ）第77号の利用集積計画については、計画のとおり決定することといたします。</p> <p>退席者の着席をお願いいたします。</p>
	<p style="text-align: center;">(18番 高橋 敬悦 委員、着席) (午後3時51分)</p>
議長	次に、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

議 長	<p>(高山班長、挙手) 高山班長</p>
高山班長	<p>議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」、1 農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和5年8月14日提出。</p> <p>初めに、5条 所有権移転 申請番号第5号について説明させていただきます。議案書13ページ、議案付属資料は6ページから12ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、湯沢市 [REDACTED]、地目は田、面積は [REDACTED] m²であります。</p> <p>申請内容は、自宅の駐車スペースが手狭であることから来客時などの駐車場を確保するため、また子供の成長に伴い自転車や運動器具などが増えたことにより、自宅に隣接する申請地を取得し、駐車場と物置を設置するための転用となっております。</p> <p>申請地は、市立稻川小学校から北東へ約 [REDACTED] km、湯沢市役所稻川庁舎から北へ約 [REDACTED] km に位置し、東側は道路、西側は水路、南は宅地、北側は水路に隣接しております。</p> <p>農地区分は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地（その他農地）と判断いたしました。</p> <p>事業計画は、駐車スペース [REDACTED] m²と物置設置 [REDACTED] m²、隣地との緩衝地 [REDACTED] m²、雪捨て場 59.08 m²を整備するものです。事業費は、用地取得費 [REDACTED] 円、建物建設経費 [REDACTED] 円、測量・登記経費 [REDACTED] 円、搬入等諸経費 [REDACTED] 円、計 [REDACTED] 円であります。資金計画は自己資金で、預金の残高証明書で確認しております。被害防除計画は、農地に近接する西側と北側に緩衝地を設け対応するものです。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理するものです。</p> <p>許可判断として、第2種農地であるが、申請農地に代えて当該事業の目的を達成出来る他の土地は無く、不許可の例外である規則第33条第4号に該当するものと考えられるためやむをえないと判断しました。</p>
高山班長	<p>次に、5条 所有権移転 申請番号第6号について説明させていただきます。議案書13ページ、議案付属資料は13ページから20ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、湯沢市 [REDACTED]、地目は畠、面積は [REDACTED] m²であります。</p> <p>申請内容は、家族が増え、住宅が手狭になったことから隣接地である申</p>

請地を取得して、住宅を増築するための転用となっております。

申請地は、市立湯沢西小学校から南東へ約 [] km、湯沢市役所から南西へ約 [] km に位置し、東側は畠、西側は宅地、南側は道路、北側は水路に隣接しております。

農地区分は、都市計画区域・第1種中高層住居専用地域であることから第3種農地であると判断いたしました。

事業計画は、住宅の増築 [] m²、緩衝地及び雪捨て場 [] m²を整備するものです。事業費は、用地取得費 [] 円、造成・整地経費 [] 円、建物建設経費 [] 円、測量登記経費 [] 円、計 [] 円であります。資金計画は借入資金となっており、借入は金融機関の事前審査結果の書類で確認しております。被害防除計画は農地に隣接する東及び北側に緩衝地を設け対応するものです。汚水・生活雑排水は公共下水道で処理し、雨水は自然流下により処理するものです。

許可判断として、申請地は第3種農地であり、事業計画等にも問題はなく一般基準を満たしていると考えます。

高山班長

次に、5条 所有権移転 申請番号第7号について説明させていただきます。議案書13ページ、議案付属資料は21ページから27ページをご覧ください。

申請地は、湯沢市 [] 、地目は畠、面積は [] m²であります。

申請内容は、車の購入にあたり、増車分及び来客用の駐車スペースを確保するため、自宅に隣接する申請地を取得し駐車場を整備するための転用となっております。

申請地は、山田地区センターから南西へ約 [] km、雄勝中央病院から西へ約 [] km に位置し、東側は道路、西側は河川、南側は宅地、北側は畠に隣接しております。

農地区分は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地（その他農地）と判断いたしました。

事業計画は、駐車場 [] m²を整備するものです。

事業費は、用地取得費 [] 円、造成・整地経費 [] 円、計 [] 円であります。資金計画は自己資金となっており、預金通帳の写しで確認しております。被害防除計画は、隣接地に大きな支障を及ぼす可能性がないことから特に防除措置を行わないものです。雨水は自然流下により処理するものです。

許可判断として、第2種農地であるが、申請農地に代えて当該事業の目的を達成出来る他の土地は無く、不許可の例外である規則第33条第4号に該当するものと考えられるためやむをえないと判断しました。

なお、7月27日に行なった現地調査において、既に申請地の一部に砂利

	が敷設され駐車スペースとして使用されている状況が確認されたことから、事務局において申請者への確認を行ったところ、申請者より認識不足により事前着工となるような行為を行ったことを深く反省している旨等が記載された顛末書が提出されたことから、今回、追認により許可を求めるものです。説明は以上です。
議 長	ここで、現地確認結果について、15番 高橋 郁夫 委員から報告願います。
議 長	(15番 高橋 郁夫 委員、挙手) 15番 高橋 郁夫 委員。
15 番	議案第31号の現地確認について報告いたします。 7月27日、13番 加藤 エリ子 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしてまいりました。 先ほど、事務局より説明があったとおり、5条所有権移転申請番号第7号については、申請地の一部に砂利が敷かれ駐車場として使用されている状況がありました。 それ以外の案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。 報告は以上です。
議 長	説明及び報告が終わりました。議案第31号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。
	(質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声があるので、議案第31号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手。異議ないものと認め、議案第31号の農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。
	次に、議案第32号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。

議 長	(高山班長、挙手) 高山班長
高山班長	<p>議案第32号「農地転用事業計画変更承認申請について」、農地法第5条の規定による農地の転用許可済みの土地について、農地転用事業計画変更承認申請を受理したので、承認の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和5年8月14日提出</p> <p>議案書15ページ、議案付属資料28ページから36ページをご覧ください。</p> <p>申請番号第1号と2号につきましては、関連する案件でありますので、一括説明させていただきます。</p> <p>申請番号第1号は、平成■年■月■日指令湯農委ー■、5条賃貸借権設定、申請番号第2号は、平成■年■月■日指令湯農委ー■、5条所有権移転により■とそれに付属する駐車場及び通路を整備するため転用許可を受けたものであります。許可後、当初事業計画者の財政事情の変化により事業着手するまでには至らず、その後のコロナ禍等の影響もあり転用事業が未着手の状態となっていましたが、この度、事業計画者が関係する法人で不足している社員駐車場として整備する事業に変更したいとのことから、計画変更の承認申請があつたものであります。</p> <p>当該許可土地は、平成■年の当初許可時から立地状況にほとんど変化はないことから、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公共的施設が連たんしているところであり、第3種農地と判断して問題はないものと考えられ、変更後の事業計画等は一般基準を満たしていると考えられることから、事業計画変更はやむを得ないものと判断します。</p> <p>なお、7月27日に行なった現地調査において、許可土地に出入りするための道路が、車一台が通行できる幅員しかなく、一部の区間で隣接地のブロック塀が道路側に傾き、安全な通行の確保に支障をきたす恐れがあるものと見受けられたことから、事務局において申請者への確認を行ったところ、申請者より、道路側に傾いている隣地のブロック塀については、安全な通行に支障とならいよう隣地地権者の理解を得ながら対処し、安全通行に万全を期して転用事業を進めていくことを確約する旨の文書が提出されておりますことを申し添えいたします。説明は以上です。</p>
議 長	ここで、現地確認結果について、15番 高橋 郁夫 委員から報告願います。
議 長	(15番 高橋 郁夫 委員、挙手) 15番 高橋 郁夫 委員。
15 番	議案第32号の現地確認について報告いたします。 7月27日、13番 加藤 エリ子 委員と私の2名、事務局2名とで、現地確

	<p>認をしてまいりました。</p> <p>先ほど、事務局より説明があったとおり、出入りするための道路は、車一台が通行できる幅しかなく、隣接地のブロック塀が道路側に傾いている区間があるため、安全な通行に支障をきたす恐れがあるものと見受けられましたが、ブロック塀の道路を挟んだ向かい側が申請者の土地であることや、確約書の提出もあったことから、申請された計画変更内容については、当初の計画である [REDACTED] の整備を諸般の事情により断念し、駐車場を整備するものであり、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、農地転用事業計画変更は、やむを得ないものと見てまいりました。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	<p>暫時休憩します。(午後4時05分)</p> <p>再開します。(午後4時21分)</p>
議長	<p>説明と報告が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。議案第32号農地転用事業計画変更承認申請について異議ないものと認め、申請のとおり承認することといたします。</p> <p>これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午後4時22分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和5年8月14日

議長 高橋 伸太郎 

署名委員 3番 伊藤 秀郎 

署名委員 4番 川崎 秀悦 